

令和7年度健康づくり普及啓発事業業務委託仕様書

令和7年4月25日
宮崎県健康増進課

1 業務の目的

健康増進計画に基づく県の取組を広く県民に周知・啓発し、県民一人ひとりに行動の変容を促すとともに、健康維持・増進に取り組むための社会環境整備を行うことにより、県民の健康寿命の延伸を図る。

2 業務の名称

令和7年度健康づくり普及啓発事業

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務の概要

県民の健康づくりの基本指針である「健康みやざき行動計画21」（第3次）の内容を県民に広く周知するため、健康づくりに関連する「栄養・食生活」「歯と口腔の健康」「身体活動」「生活習慣病予防」等の分野について、啓発資材の作成や展開、各種PRイベントの開催などを行う。

5 業務委託の内容

(1) 健康みやざき行動計画21（第3次）に関する普及啓発

- ① PRキャラクターを起用し、「健康長寿日本一」、「栄養・食生活」、「歯・口腔」、「身体活動・運動」、「喫煙・がん検診等」のポスターを作成する。
- ② 県立図書館での啓発資材の展示

(2) 栄養・食生活に関する普及啓発

- ① 野菜摂取促進の啓発
 - ア PRキャラクターを起用し、宮崎県ベジ活応援店（以下、応援店）の認知度向上のための動画作成・展開を行う。動画は、応援店の特徴が分かる内容を複数作成する。
 - イ アと連動して、応援店の利用促進に資するプレゼント企画の広報・実施を行う。
- ② 適切な食塩摂取量（以下、適塩）の啓発
 - ア PRキャラクターを起用し、適塩応援企業等と連携した動画作成・展開を行う。動画は、料理編、買物編、食べ方編など、日常で工夫できる内容を複数作成する。
 - イ アと連動して、適塩の啓発に資するCMを放映する。

ウ 適塩応援企業等登録促進のため、募集チラシの作成・送付を行う。

- ③ コンビニエンスストアと連携した食環境整備事業
県の包括連携協定企業と連携した食環境整備に関する啓発資材の作成・送付、PRキャラクターを起用したプレゼント企画の広報・実施を行う。
- ④ フレイル予防の啓発
フレイルの機序やその予防に関する動画の作成・展開を行う。動画は、低栄養予防、オーラルフレイル予防の内容を含めて複数作成する。

(3) 歯と口腔の健康に関する普及啓発

- ① いい歯の日に関連した啓発
いい歯の日（11月8日）に合わせて、PRキャラクターを起用した啓発資材の作成・配布、対面イベント開催、プレゼント企画の広報・実施などを行う。
- ② 歯科疾患予防の啓発
フッ化物によるむし歯予防に関する啓発資材の作成・配布を行う。
- ③ 定期歯科健診受診の啓発
定期歯科健診の受診率向上に資するための啓発資材の作成・配布などを行う。
- ④ 在宅歯科医療の啓発
在宅歯科医療の相談窓口（県及び地域歯科医療連携センター）の利用促進に資するための効果的な啓発を行う。
- ⑤ 医科歯科連携の啓発
医科歯科連携の相談窓口（④同様）の利用促進に資するための効果的な啓発
- ⑥ 災害時の口腔保健の啓発
災害時におけるオーラルフレイル予防、歯と口腔の健康保持などに関する効果的な啓発を行う。

(4) 身体活動・生活習慣病予防に関する普及啓発

健康づくり普及啓発キャラバン隊（仮称）を編成し、県内で開催される既存のイベント等に健康づくりのブースを出店し、運動体験、健康測定、資材の配布（身体活動の資材は作成含む）、ステージでのPRを行う。

特に身体活動・運動、たばこ対策、がん検診を含めた内容とし、効果的な啓発となるよう内容の統一や集客の工夫を行う。

(5) その他

- ① 健康経営推進に関する啓発資材の作成・送付
- ② 食品成分表示に関する啓発資材の作成・送付
- ③ 原爆死没者慰霊事業に係るパネル展及び講演会の広報・実施

(参考：主な業務のスケジュール)

時期の目安	業務内容	業務番号
5月	【契約締結】	
6月中	ポスター納品	(1)①
7月上旬	適塩応援企業等募集チラシ送付	(2)②ウ
7月中	フレイル予防動画作成・展開	(2)④
7月～	ベジ活動画展開（～12月まで随時）	(2)①アイ
8月前半	原爆パネル展・講演会の実施	(5)③
～8月中旬	食環境整備啓発資材送付	(2)③
8月中	身体活動啓発資材納品	(4)
〃	食品成分表示啓発資材送付	(5)②
8月～	適塩動画展開（～1月まで随時）	(2)②アイ
9月	食環境整備事業プレゼント企画の実施	(2)③
9月前半	県立図書館パネル展の実施	(1)②
9月～	キャラバン隊の巡回広報（～3月まで）	(4)
〃	適塩CM放映（～10月まで）	(2)②イ
10月中	いい歯の日プレゼント企画の実施	(3)①
〃	健康経営啓発資材の送付	(5)①
11月上旬	いい歯の日イベントの開催	(3)①
3月	【実績報告】	

6 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部健康増進課

電子メール：kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp

ただし、別に指示のあった成果品等については、この限りではない。

7 業務遂行上の注意事項

- (1) 制作、実施に当たっては、県及び関係機関と十分に連携を取りながら行うこと。
- (2) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- (3) 業務進捗にあたっては、各事業の業務スケジュール表（進捗管理表）を作成し、県の担当者と共有すること。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、県と十分に協議を行うこと。
- (5) 作成した各資材のデザインデータ等（動画などを含む）は、DVDに保存し県の指示する期日までに、上記6に納品すること。